



ひとり親(母子・父子)家庭

児童育成手当(育成手当)

子育て支援課児童手当係

☎5984-5824

光が丘・石神井・大泉総合福祉事務所の福祉事務係

➔ダイヤルガイド71ページ

ひとり親家庭、またはこれに準ずる家庭の方に手当を支給します。申請者の所得制限あり。児童が施設入所の場合は非該当の場合あり。下記のいずれかに該当する18歳になって最初の3月31日までの児童を養育している保護者が対象です。

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母に1年以上遺棄されている児童
- ④母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑤父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑥父または母に重度の障害(身体障害者手帳1・2級程度)がある児童
- ⑦父または母が裁判所からDV保護命令を受けている児童

手当月額

児童1人につき13,500円

申請時必要書類等

- ①申請者名義の振込先口座
- ②申請者・児童の戸籍謄本
- ③父または母の障害を理由とするときは、身体障害者手帳または所定様式の診断書
- ④申請者の個人番号カードまたは個人番号が確認できるものと身元確認書類
- ⑤配偶者と対象児童の個人番号が確認できるもの(メモでも可)

児童扶養手当

子育て支援課児童手当係

☎5984-5824

光が丘・石神井・大泉総合福祉事務所の福祉事務係

➔ダイヤルガイド71ページ

ひとり親家庭、またはこれに準ずる家庭の方に手当を支給します。申請者・同居親族の所得制限あり。児童が施設入所の場合は非該当の場合あり。受給者や児童が公的年金を受給していて、年金額が手当額より低い場合、その差額分を支給。下記のいずれかに該当する、18歳になって最初の3月31日までの児童(20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む)を養育している保護者が対象です。

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母に1年以上遺棄されている児童
- ④母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑤父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑥父または母に重度の障害(身体障害者手帳1・2級程度)がある児童
- ⑦父または母が裁判所からDV保護命令を受けている児童

手当月額

児童1人目

全部支給の場合:月額44,140円

一部支給の場合:月額44,130円~10,410円

児童2人目

全部支給の場合:月額10,420円加算

一部支給の場合:月額10,410円~5,210円加算

児童3人目以降1人につき

全部支給の場合:月額6,250円加算

一部支給の場合:月額6,240円~3,130円加算

申請時必要書類等

- ①申請者名義の振込先口座
※公金受取口座を利用する場合は不要
- ②申請者・児童の戸籍謄本
- ③父または母の障害を理由とするときは、所定様式の診断書(身体障害者手帳をお持ちの方は省略できる場合あり)
- ④受給者や児童が公的年金受給の場合、年金額を確認できる書類
- ⑤申請者の個人番号カードまたは個人番号が確認できるものと身元確認書類
- ⑥配偶者と対象児童、扶養義務者(同居親族)の個人番号が確認できるもの(メモでも可)

ひとり親家庭等医療費助成(親医療証)

子育て支援課児童手当係

☎5984-5824

光が丘・石神井・大泉総合福祉事務所の福祉事務係

→ダイヤルガイド71ページ

ひとり親家庭、またはこれに準ずる家庭の方に⑧医療証を交付し、健康保険で医療を受けたときの自己負担金(食事療養費を除く)を助成します。所得制限あり。住民税課税世帯は一部自己負担金あり。

対象

母子家庭、父子家庭、両親がいない状態の18歳になって最初の3月31日までの児童(20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む)と、その児童を養育している保護者

費用

住民税非課税世帯 負担なし
住民税課税世帯 1割負担

申請時必要書類等

- ①申請者・児童の戸籍謄本
- ②申請者・児童の健康保険証
- ③父または母の障害を理由とするときは、所定様式の診断書(身体障害者手帳をお持ちの方は省略できる場合あり)
- ④申請者の個人番号カードまたは個人番号が確認できるものと身元確認書類
- ⑤配偶者と対象児童、扶養義務者(同居親族)の個人番号が確認できるもの(メモでも可)

養育費取り決めのための公正証書作成等費用の助成

生活福祉課ひとり親家庭支援係

☎5984-1319

養育費の取り決めに関する公正証書の作成や、家庭裁判所の調停申立等にかかる費用について、給付金を支給します。

養育費取り決めのためのADR利用費用の助成

生活福祉課ひとり親家庭支援係

☎5984-1319

養育費の取り決めのため、ADR(裁判外紛争解決手続)事業者を利用した際の費用について、給付金を支給します。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

管轄の各総合福祉事務所相談係

→ダイヤルガイド71ページ

練馬区内に住所のある小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、子どもの見守りや保育園の送迎などに支障があるときにホームヘルパーの利用を支援します。サービス内容は、子どもの見守りが中心です。専門的な知識や技術を要する看護等はサービスの内容には含まれません。派遣日数は原則月12日まで(就労・家庭状況等により、区が必要と認めた場合は月24日まで)。時間帯は午前7時から午後10時まで。1日8時間を上限とし、1時間単位で必要と認められる時間数です。

対象

小学生以下の子どもがいるひとり親家庭

費用

所得に応じて自己負担金が発生する場合があります

ひとり親家庭等休養ホーム

管轄の各総合福祉事務所相談係

→ダイヤルガイド71ページ

ひとり親家庭や寡婦に対し、宿泊施設を指定し、1人年度内3泊まで利用料の助成を行っています。

対象

ひとり親家庭の親と20歳未満の子ども・寡婦
※寡婦:かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していた方で、お子さんが成人した現在もなお配偶者のいない状態に在る方(ご利用日現在、事実上婚姻関係にある方は寡婦とみなしません)

費用

宿泊料金のうち、大人1人1泊5,000円、子ども1人1泊4,000円を限度に助成

ひとり親家庭自立支援 教育訓練給付金

管轄の各総合福祉事務所相談係

→ダイヤルガイド71ページ

生活福祉課ひとり親家庭支援係

☎5984-1319

20歳未満の子どもの扶養しているひとり親家庭の親が、区の指定を受けて教育訓練講座を受講し修了した場合に、本人が負担した受講経費の60パーセント(下限12,001円、上限あり)を支給します。

※受講講座の指定には審査があります。必ず受講申込前にご相談ください

対象

20歳未満の子どもの扶養しているひとり親家庭の親で、以下の要件を全て満たす方

- ①児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にあること
- ②教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること
- ③過去にこの事業による給付金を受けたことがないこと

ひとり親家庭高等職業訓練 促進給付金等

管轄の各総合福祉事務所相談係

→ダイヤルガイド71ページ

生活福祉課ひとり親家庭支援係

☎5984-1319

20歳未満の子どもの扶養しているひとり親家庭の親が、就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講する際、修業期間中の生活の安定のために訓練促進給付金を、修了時には修了支援給付金を支給します。

※審査があります。必ず事前にご相談ください

対象

20歳未満の子どもの扶養しているひとり親家庭の親で、以下の要件を全て満たす方

- ①児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にあること
- ②養成機関で1年以上の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ③過去にこの事業による給付金を受けたことがないこと
- ④ハローワークでの求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けていないこと
- ⑤原則として通学制の養成機関で修業すること

支給額

①住民税非課税世帯

- 訓練促進給付金 月額160,000円
- 修了支援給付金 50,000円

②住民税課税世帯

- 訓練促進給付金 月額160,000円
- 修了支援給付金 25,000円

※訓練促進給付金は、いずれも第2子以降の子ども1人につき月2万円を加算

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、鍼灸マッサージ師、社会福祉士、製薬衛生師、調理師 など

ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援

生活福祉課ひとり親家庭支援係

☎5984-1319

20歳未満の子どもの扶養しているひとり親家庭の親または児童が、高卒認定試験の対策のための講座を受講する場合に受講経費の一部を支給します。

※受講講座の指定には審査があります。必ず受講申込前にご相談ください

対象

ひとり親家庭の親または児童で、以下の要件を全て満たす方

- ①児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にあること
- ②就業経験、技能、資格の取得状況や労働市

場の状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが、適職に就くために必要であると認められること

③過去にこの制度を利用していないこと

支給額

受講経費の一部(最大15万円)

①受講開始時30%

②受講修了時10%

③合格時20%

※令和4年4月1日時点の情報です。

詳しくはお問い合わせください

対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座
(通信制講座を含む)

ひとり親世帯居住支援制度

管轄の各総合福祉事務所相談係

→ダイヤルガイド71ページ

保証人が見つからないことにより、区内民間賃貸住宅への入居や居住の継続が困難なひとり親世帯の方に、区と協定を結んだ一般社団法人全国保証機構に加盟している民間の保証会社を活用し、入居支援を行います。保証会社との契約に伴い保証会社に支払った保証料に対して、区から補助金が出ます。支給にあたっては所得制限があります。

対象

区内に2年以上居住する18歳未満の児童と母または父のみで構成される母子および父子世帯(ただし、生活保護受給世帯を除く)

助成額

区が協定を結んだ保証会社に支払った保証料の2分の1の金額を助成します(1,000円未満は切り捨て。上限2万円)

母子生活支援施設

管轄の各総合福祉事務所相談係

→ダイヤルガイド71ページ

生活上のいろいろな問題のため子どもの養育を十分できない場合に、母親と子どもが一緒に利用できる児童福祉施設です。居室の提供や自立に向けた援助を行います。

対象

18歳未満の子どもの養育している配偶者のいない(またはこれに準ずる)お母さんと子ども

費用

所得に応じて費用負担があります

東京都母子及び父子福祉資金

管轄の各総合福祉事務所相談係

→ダイヤルガイド71ページ

ひとり親家庭の方が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金をお貸ししています。連帯保証人が必要で、無利子での貸付になります(資金により取扱いが異なります)。

対象

都内に6か月以上住んでいて、20歳未満のお子さん等を扶養している母子または父子家庭の母・父など

資金の種類

事業開始、事業継続、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度

連帯保証人の資格

以下の全てを満たす方

- 原則として引き続き6か月以上、都内に在住の方
- 一定の職業を持ち、または独立して生計を営んでいる方
- この資金について、他の方の連帯保証人になっていない方
- 直接(面会もしくは電話)保証の意思確認がとれる方